

第10章 日当

第48条(日当)

- 1 日当は、この規定に特に定めのない限り、次表のとおりとする。ただし、交通費等の実費は別途請求することができる。

半日(往復2時間を超え4時間まで)	33,000円以上55,000円以下
一日(往復4時間を超える場合)	55,000円以上110,000円以下

- 2 前項にかかわらず、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。
- 3 日当については、概算により、あらかじめ依頼者から預かることができる。